# 第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 令和4年8月10日(水) 午前8時56分~午前10時45分
- 2. 場 所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

# 第26回 遠賀町農業委員会総会議事録

- 1. 日時 令和4年8月10日(水)午前8時56分~午前10時45分
- 2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室
- 3. 出席委員(13名)

議 長 1番 三原 高志

副議長 2番 髙崎 洋介

委 員 3番 石井 佐千生 (欠席)

委員4番松井 悟

委 員 5番 池田 光一

委員6番吉田茂三

委員 7番 米田 かおる

委員8番白石元弘

委員 1番 秦 公美

委員2番瓜生 稔

委 員 3番 白木 敏明

委員 4番 林 長輝

委員 5番 原田 利春

委員6番山中英二

委員 7番 安藤 敏生(欠席)

- 4. 8月の農業相談委員
  - 2番 髙崎 洋介 委員
  - 3番 石井 佐千生 委員
- 5. 議事日程
  - (1)付議案件
    - ① 農地法第5条の規定による許可申請について (遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合)
    - ② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●● 他1名)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について (株式会社●●●● 代表取締役 ●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について

 $(\bullet \bullet \bullet \bullet)$ 

⑤ 農地法第5条の規定による許可申請について

 $(\, \bullet \, \bullet \, \bullet \, \bullet \, )$ 

⑥ 農地法第5条の規定による許可申請について

 $( \bullet \bullet \bullet \bullet )$ 

⑦ 農地法第5条の規定による許可の変更申請について

(有限会社●●●● 取締役 ●●●●)

⑧ 農地法第5条の規定による許可申請について

(有限会社●●●● 取締役 ●●●●)

#### (2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

#### (3) その他の案件

- ① 農地パトロール (利用状況調査) ついて
- ② 視察研修について
- ③ 赤い羽根共同募金について

#### 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 大場
 繁雄

 事務局職員
 濱田
 美孝

 事務局職員
 石村
 亮介

開 会 8 時 5 6 分

#### 議長皆さんおはようございます。

本日の出席委員は、農業委員8名中7名、推進委員7名中6名の出席です。2名の方が欠席となっています。こういう時期ですので早めに終わりたいと考えています。

農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。 よって、ただいまより第26回遠賀町農業委員会総会を開会 いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は2番髙崎洋介委員、 3番石井佐千生委員が農業相談の当番ですが、相談の予約は ありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条申請関係8件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指 名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明を お願いします。

事務局 はい、現地調査を伴う案件ということで、本来であれば付議 案件①をご説明するところですが、この案件は駅南区画整理 事業に関するもので、3月の総会にて現地を確認しており、 その時と状況は変わらず、また今回は案件も多いので現地調査は省略させていただきます。案件の詳細は現地調査後に改めてご説明いたします。

それでは改めて現地調査を伴う案件についてご説明いたしま す。

議案書の1ページをお開きください。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が今古賀にお住まいの●●●●氏・●●氏のご夫婦で、譲渡人が北九州市にお住まいの●● ●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、田園三丁目854番8、地目は田、面積が262㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築で、申請に関する確実性について は関係書類で確認をしております。営農の支障については生 産組合長さんの無条件承諾となっております。

4ページが現況図、5ページが土地利用計画図となっております。6ページが建物配置図、7ページが立面図、8ページが被害防除計画書で排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道への接続となります。

9ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。 付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでご ざいます。

譲受人が長崎県に本社を置く株式会社●●●● 代表取締役

●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●● ●氏で、申請地が12ページの字図にありますように、田園三丁目853番2 外1筆、付議案件②の隣の土地になります。地目は田、面積が270㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は建売住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

13ページが現況図、14ページが土地利用計画図となっています。土地利用計画図のページの上側のBで切られている断面図ですが、駐車スペース部分を切土する計画になっております。

15ページが立面図、16ページが事業計画書、17ページ が被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下 水道への接続となっております。

18ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の19ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津にお住まいの●●●氏、譲渡人が芦屋町にお

住まいの●●●氏で、申請地が21ページの字図にありますように、大字鬼津字堂ノ浦1864番2、地目は田、面積が54㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は自宅敷地としての使用です。

本案件につきましては26ページに付けております始末書にありますように、●●●氏が現在すでに利用している建物敷地であります。大平氏が1862番3の土地を購入した際に、1864番2の土地についても金銭の授受を行い、5条の転用申請を仲介業者に任せていたところ転用申請がされていなかったことが判明したものです。

22ページが現況図、23ページが建物平面図となっております。24ページが被害防除計画書で、排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水道への接続となっております。

25ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の27ページをお開きください。

付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指 定の第2種農地となっております。

申請目的は貸し資材置場です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

30ページが現況図、31ページが土地利用計画図となっています。なお隣地の2156番1は登記上の地目は田ですが、山林化しており、平成31年3月の農業委員会において非農地判断をされた土地であり、営農に支障はありません。32ページが事業計画書、33ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然放流、汚水は発生無しとなっております。34ページが関係者説明に関する調査票となっております

が、先程も申しましたとおり、隣接2156番1は非農地ということになっております。

続きまして、議案書の35ページをお開きください。

付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が若松にお住まいの●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●氏で、申請地が37ページの字図にありますように、大字若松字丸ノ内2275番2、地目は田、面積が397㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請目的は自己住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

38ページが現況図、39ページが土地利用計画図となっております。

40ページが造成断面図、41ページが給排水計画図で、4 2ページが被害防除計画書で、排水は雨水は自然流下、汚水 は農業集落排水施設への接続となっております。

43ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして、議案書の44ページをお開きください。

付議案件⑦農地法第5条の規定による許可の変更申請についてでございます。

本案件は令和4年1月総会において審議された5条申請について、許可を受けた計画に変更があったため承認を求めるものです。

なお、次の付議案件⑧が本変更申請で追加になる農地の 5 条申請となっております。譲受人が有限会社 ●●● 取締役 ●●● 氏、譲渡人が●●●氏 他 2 名。

転用目的は10戸の宅地分譲です。

今回変更となる内容は、工期及び面積・宅地区画数となって おります。

申請当初の工期は、許可後から令和4年7月31日まででしたが、変更後の工期は、許可後から令和4年12月20日ま

でとなっています。また、面積は申請当初が1,949.32 ㎡、変更後は2,988.32 ㎡、建物棟数については、申請当初6 区画、変更後10 区画となっております。

変更の理由は、大きく2点あります。1点目が隣接者である九州電力所有の送電線鉄塔が建つ底地を測量したところ、鉄塔から法律に定められた規定の範囲が確保されていなかったため、九州電力が用地を確保して、3705番3と3705番4の面積が減少したこと。49ページの土地利用計画平面図にありますが、この図面の中央あたりにある正方形の部分が鉄塔になりまして、その上側にある2筆3705番5と3705番6という部分が前回計画から減少した土地の区画になります。2点目が前回の計画に入っていなかった上部分の区画、3704番1、3704番2、3704番3の3筆を計画に追加するものです。

申請地は46ページの字図にありますように、大字別府字竹 ケ鼻3704番1 外7筆、合計面積は2,988.32㎡で す。48ページが当初計画図、49ページが変更計画図となっております。

なお、その他の書類等につきましては、次の付議案件®に添付しているため省略させていただいております。

続きまして、議案書の50ページをお開きください。 付議案件⑧農地法第5条の規定による許可申請についてでご

譲受人が北九州市に事業所を置く有限会社 ●●●● 取締役 ●●●●氏、譲渡人が北九州市にお住まいの●●●●氏 他1名で、申請地は52ページの字図にありますように、大字別府字竹ヶ鼻3704番1 他2筆、地目は田、面積が1,078㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請目的は宅地分譲です。

ざいます。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの条件付き承諾となっており、53ページに水利関係承諾書を添付しております。54ページが現況図、55ページが土地利用計画図、

56ページが縦横断図、57ページが排水計画図となっております。水利承諾の条件である造成地周辺の側溝は57ページ図面にU型側溝という形で記載されています。

58ページが事業計画書、59ページが被害防除計画書で、 排水は雨水は水路放流、汚水は公共下水への接続となってお ります。60ページ、61ページが関係者説明に関する調査 票となっております。

現地調査を伴う案件は以上です。

議長 3 4 ページの隣接地 2 1 5 6 番 1 は非農地になっていますか。 相続人がいなくて農地のままではないですか。

事務局非農地判断はしていますが、登記上は農地のままです。

議長わかりました。

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 6 分

一 現地調査後 一

再 開 10時 6分

議長再開します。

それでは、付議案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案と一緒にお送りしておりました、別冊資料 1ページをお開きください。なお、議案送付後に組合から一部 書類に修正がありましたので、図面一式を改めて配布しており ます。図面はそちらをご確認いただければと思います。 それでは改めて、付議案件①農地法第5条の規定による許可申 請についてでございます。

今回の案件は、冒頭お話を少しさせていただきましたが、遠賀

川駅南の土地区画整理事業に伴うものです。3月の総会にて区画整理事業の認可申請に伴う手続きを審議していただきました。いくつか条件はありましたが、問題なしとしておりました。今回は、いよいよ区画整理事業の県の認可も終わり、工事等に着手していくということで、5条の申請がなされました。

借受人は、今回は所有権が移るわけではありませんので、借受人ということになります。遠賀町遠賀川駅南土地区画整理組合理事長 ●●●氏。貸渡人は遠賀川にお住まいの●●●●さんを始めとした、他53名の全54名になりまして、なお、こちらは共有者を含んでおります。中には亡くなっている方もいらっしゃいまして、その方の相続人はこの人数には含んでおりません。亡くなった方を1名と数えて計算をしております。申請地は2ページを開いていただきまして、付近見取図という

農地区域は全て農業振興地域外、土地の用途区分は第1種住居地域及び近隣商業地域の第3種農地となっております。

申請目的は土地区画整理事業です。8ページに事業計画書をつけております。先程も申しましたが、

総事業面積277,370.26㎡に対して、

住宅用地107,663.89㎡、

公園・その他緑地74,566.01㎡、

道路・水路等の公共用地65,422.50㎡、

その他(店舗などを想定) 2 9,7 5 5.5 9 ㎡、という計画です。送付資料から一部修正がございまして、事業計画書の真ん中 2 番の転用施行計画の欄ですが、一部空欄のところがあったかと思います。営業のところです。営業開始は今の想定では令和 7 年 4 月以降随時販売予定ということになります。造成工

事が令和7年4月頃から使えるエリアが出てくるということ で、工事が完了した部分から、販売をしていくということです。 もう一点修正がございまして、その下の段、完了予定年月日で すが、これが、送付分は令和12年3月予定と記載しておりま すが、組合の方に確認したところ、令和13年2月ということ でしたので、令和12年度の末の令和13年2月を予定してい るということです。あともう一点訂正がありまして、その下の 段の4番、他法令の手続きというところで、他の法律関係の手 続きということですが、その中の4番環境保全条例という欄が あるかと思います。こちらが送付分はトの未申請のところに丸 がついていますが、組合に諸々確認したところ、申請というよ りも工事着手の1カ月前に届を出せば足りるというところで、 未申請ではなく届出が済んでいないということです。ここでは ホのところに現状では該当するということで、これは現在手続 き中ということです。以上が事業計画書の中身になります。 事業計画書との関連としまして9ページに資金計画書を付け ております。普段は付けておりませんが、事業規模の参考で付

けております。 費用として総額約54億円程度の建設費用、工事費用、諸々の 費用が見込まれており、これを資金計画欄ですが、保留地の販

費用が見込まれており、これを資金計画欄ですが、保留地の販売等、住宅メーカーへの宅地の販売、店舗用地を企業に販売する費用などでまかなう計画と聞いております。

10ページから22ページにかけては事業全体の認可の際の 事業計画書を参考としてつけております。こちらは事前に送付 させていただいておりましたので、細かい説明は本日は割愛さ せていただきます。

後ほど参考ということでお目通しをしていただければと思います。

23ページは被害防除計画書です。雨水は水路放流及び貯水池を設置して、そこでの処理となります。以前の認可申請の際にもご説明しましたが、島田川に繋がる現在の水路を付け替えて流し、また、貯水池を現在の総合運動公園内の一部に設け、排水を行うという計画になっております。また後ほど図面を使ってご説明させていただきます。下水等の生活排水については、今回すべて公共下水道を新設して処理を行います。

24ページ・25ページが水利同意となっておりまして、こち

らは認可申請の際の水利同意で、これをそのまま活用するとい うことです。

26ページが関係者説明に関する調査票となっております。

27ページ以降は本日お配りした図面を使ってご説明させていただきます。

A 3 横の図面、一番最初の 2 7 ページ目が対象農地平面図です。 色のついた部分が今回の転用対象地です。こちらは登記ベース で色を塗っておりまして、登記が田のところは緑、登記が雑種 地のところが黄色というようになっております。

裏にいきまして、28ページが現況図、3月に現地を見ていただいたとおりとなっております。29ページが設計図で、現況図に道路等の計画図を張り付けたものとなっております。ピンクで記したところが新たに道路になるところ、青いところが先程水路を付け替えると申しました水路部分となっております。30ページが市街化予想図で、こちらはあくまで現在の計画ということですが、黄色塗りが住宅地を予定しておりまして、ピンク色の部分は商業地の想定です。

31ページは排水計画図です。下水や雨水等を流し込む水路の記載があるのですが、少々わかりづらい部分がございますので、37ページ、38ページに本日新たに現況流域図と計画流域図をつけております。現況流域図が現在の水の流れを描いたものです。図面の最終ページに計画流域図(案)と書いてありますが、こういった計画にするということです。こちらの38ページが先程の排水計画図を簡易的にしたもので、内容としては今の遠賀川駅に繋がる駅南線の西側、図面でいうと左側は、既存の柳田川に繋がる水路の方に流し込むということです。駅南線から東側の緑色の線で囲んだ辺り、島田川流域と書いておりますが、そちらの部分に関しましては、島田川をまっすぐ付け替えまして、この水路に落としていくということになります。

上流の木守または老良の辺りからずっと繋がっている水路も、新しく付け替えたこの水路に流していくということで計画されております。計算上付け替え前と付け替え後との流量は変わらないという設計になっております。

また、図面中央やや右側の吉原川流域と書いた赤紫色の線で囲んだ部分は、総合運動公園の一部に調整池を設置し、そこに側溝、水路を繋いで調整池を通して吉原川に流します。調整池に

はポンプをつけておりまして、ポンプを使って吉原川に流すという計画です。仮に雨が降って吉原川の水位が高くて調整池から捌け切れないという時は、この調整池の最大貯水量が11,000㎡と聞いておりますので、そこに貯めて吉原川が流れるようになるのを待つか、ポンプの出力を上げて吉原川の方へ排出していくというような計画で対策がなされております。ページ戻りまして、32ページと33ページをお開きください。同じような図面が続いておりますが、ページの切れる関係で2枚にわたっている内容です。こちらは整地計画平面図です。各街区と描かれておりまして、この宅地の切り方はイメージになろうかと思いますが、中に書いてある数字が、小さくて大変恐縮ですが、こちらが整地高となっており、おおむね2mから3m程度で区画を整地していく計画です。

続きまして34ページと35ページです。こちらは主要造成断面図とありますが、いわゆる縦横断図となっております。図面の赤い線が整地高ということで、事前に皆さんにお送りしていた断面図とは高さと横の縮尺を変更した関係でどちらも1000対1、1000分の1に縮尺しており、高さがあまり目立たないようだったので少しわかりにくいものになっておりますが、この赤い線を基準に上にはみ出た部分は切土する。逆に下にはみ出ている部分は盛土をしてこの赤い線に先程の2mか3mの高さに揃えていくという図面です。

36ページは排水の際に説明させていただいた調整池の詳細図です。計画上の最大貯水量は11,000㎡です。図面の左上から水が流れて右側にポンプと書いてありますが、このポンプを使って吉原川に水を流していくという計画です。以上が付議案件①区画整理事業に関する説明でした。

ありがとうございました。それではこれより審議に入ります。 本件について発言のある委員は挙手願います。

# 【ありません。】の声

議長

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

# 【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。

続きまして付議案件②を議題に供します。

地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願い

(4番) いたします。

議長ありがとうございました。それでは本件について発言のある

委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件②は承認されました。

議長 次に付議案件③を議題に供します。

同じく地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願い

(4番) いたします。

議長ありがとうございました。それでは本件について発言のある

委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原

案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

### 【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。 まずは地区担当の私から報告をいたします。

地元委員 許可が下りていたものの一部の土地の申請が漏れていたとい (1番) うことです。始末書にあるとおり現時点で問題は無いと思われ ますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

# 【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤を議題に供します。 この案件については、●●委員の同居の親族が当事者となります。本人ではありませんが、法律上審議に参加できませんので、 ●●委員は退出をお願いします。

#### ~ ●●委員退室 ~

地元委員 それでは地区担当の私から報告をいたします。

(1番) 現地を見ていただきまして、農道については農地として管理 はされていましたが、裏の方が密林状態でどうしようもない というところも含めて、裏の方の金城さんが購入して整地し て使うということで聞いております。問題は無いようですの でご審議のほどよろしくお願いします。

議長
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件⑤農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成5名で付議案件⑤は承認されました。

●●委員は入室してください。

~ ●●委員入室 ~

議長 続きまして付議案件⑥を議題に供します。 地区担当の池田光一委員からご報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われますので、ご審議の程よろしくお願い (5番) いたします。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある 委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件⑥農地法第5条の規定による許可申請について、原 案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件⑥は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑦、⑧を議題に供します。

> 付議案件⑦、⑧は関連が深いものになっています。続けて報告 を受けて採決を行います。

> 計画の変更ということなので事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは付議案件⑦についてご説明いたします。

> 本案件は今年1月の総会にて審議し、許可の下りた案件にな っております。変更内容としては、鉄塔周囲の送電施設用地 の確保による面積の減および3704番1から3704番3 の農地の相続の手続きが進みまして、転用が可能になったこ とによる事業計画への追加ということになります。付議案件 ⑧に添付しております水利承諾における条件を満たす計画と なっており、営農に支障は無いものと思われます。ご審議の

ほどお願いします。

議長 続きまして付議案件⑧について地区担当の吉田茂三委員から 報告をお願いします。

これは以前からの案件への追加と変更でありまして、特に問 地元委員 (6番) 題はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたしま す。

議長 ありがとうございました。それでは本件について発言のある 委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。 付議案件⑦農地法第5条の規定による許可の変更申請につい て、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

賛成6名で付議案件⑦は承認されました。 議長

議長 続けて付議案件®農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

#### 【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件⑧は承認されました。

議長
それでは報告案件①について事務局より説明をお願いします。

事務局はい、それでは報告案件①についてでございます。

議案書の62ページ、最後のページをご覧ください。報告案件 ①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、全部で19第 14,624 ㎡が出てきております。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは報告案件について質疑、 意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでその他の案件について事務局より説明をお 願いします。

事務局 はい、その他の案件に入ります前に、付議案件①について補足 で説明をさせていただきます。

付議案件①について補足説明。

その他の案件に①農地パトロールについて説明。

その他の案件②視察研修について説明。

その他の案件③赤い羽根共同募金について説明。

尾倉・千代丸基盤整備事業について報告。

福岡県肥料高騰対策事業について説明。

遠賀町燃油高騰対策の補助金について説明。

山田川ダムの貯水率の低下について、節水のお願いについて 説明。

議長
それでは皆さんの方から何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 ご意見等無いようでございますので、以上をもって第26回 遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうござい ました。

閉 会 10時 45分